

諮問番号：令和2年度諮問第4号

答申番号：令和2年度答申第9号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の理由により、原処分（生活保護費返還処分）が違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 処分庁は、請求人の二男（以下「二男」という。）に対する障害基礎年金が遡及して支給された際、自立更生費の控除の条件と手続に関する説明調査義務を全く履行していないこと。

(2) 重度知的障害を有する請求人の長男（以下「長男」という。）は、床に落ちている異物を拾って口にすると危険性があるところ、請求人は、股関節障害を持つためかがみ込んで異物を拾うことができないことから、掃除機が必要であり、また、長男は、手提げ鞆を持つことができないことや物を簡単に壊してしまうことから、施設通所に際して頑丈なリュックサックが必要であり、これらの購入費用は、いずれも自立更生費として控除が認められるべきであること。

2 処分庁の主張の要旨

遡及して支給された二男の障害基礎年金については、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮し、保護の処理基準上、自立更生費の控除に際して厳格な対応が求められている。

そして、掃除機の購入費用は、通常予測される生活需要であると推察され、経常的最低生活費の範囲内で賄われるべきものであり、また、長男のリュックサックの購入費用は、経常的最低生活費に加え、障害による特別な需要を補うために認定されている障害者加算の中から賄われるべきものであることから、これらの経費は、いずれも原処分による返還額から控除が必要な真にやむを得ないものとは認められない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法（以下「法」という。）及び保護の処理基準に基づき

行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、二男に対する障害基礎年金が遡及して支給された際、処分庁が自立更生費の控除の条件と手続に関する説明調査義務を全く履行しておらず、また、掃除機及びリュックサックの購入費用は、いずれも自立更生費として控除が認められるべきであると主張している。

3 しかしながら、本件の事実経過をみると、処分庁は、請求人に対し、原処分後に当該年金収入に係る生活保護費の費用返還の取扱いを説明した事実と自立更生費の控除の可否を検討した事実が認められる。

さらに、掃除機及びリュックサックのいずれの購入費用についても、自立更生のため真にやむを得ない理由により控除すべきものとは認められないとした処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年5月14日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月20日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めており、かかる基準によれば、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合は、一定の範囲において、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとされている。しかし、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費の取扱いについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮し、厳格に対応することが求められるため、保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じることや、当該費用返還額は原則として全額となることなどの取扱いを説明しておくこととされているとともに、真にやむを得ない理由により控除を認める場合でも、当該世帯からの事前の相談を原則として、慎重に必要性を検討することとされている。

また、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要の全てを満たすための費用としては、経常的最低生活費が認定され、被保護者は、この範囲内において、通常予測される生活需要は全て賄うべきものであるとされており、さらに、障害者については、基準生活費において配慮されない個別的な特別需要を補て

んすることを目的として、障害の程度に応じた障害者加算が設定されている。

この点、請求人は、処分庁が自立更生費の控除の条件と手続に関する説明調査義務を履行していないこと並びに掃除機及びリュックサックの購入費用は、いずれも自立更生費として返還額からの控除が認められるべきであることから、原処分は違法又は不当であると主張する。

しかしながら、掃除機の購入費用については、社会通念上、通常予測される生活需要と解されることから、経常的最低生活費の範囲内で賄い得るものであると認められる。また、重度の知的障害を有する長男の施設通所用リュックサックの購入費用については、基準生活費において配慮されない個別的な需要と解されることから、長男の障害者加算により賄い得るものであると認められる。よって、これらの購入費用について、真にやむを得ない理由により自立更生費として控除を認めるべき費用であるとまでは認められないとして、法第63条に基づく返還額から控除しなかった処分庁の判断が違法又は不当であるということとはできない。

なお、二男に対する障害基礎年金が遡及して支給された際、処分庁が自立更生費の控除の条件と手続について説明した事実は認められないが、処分庁は、掃除機及びリュックサックの購入費用について、請求人からの事前相談がなかった点については考慮していない。

他方、保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、真にやむを得ない理由により控除を認める場合でも、慎重に必要性を検討することとされているところ、処分庁は、掃除機及びリュックサックの購入費用が自立更生費として真にやむを得ない理由により控除を認めるべきものであるか否かを検討した上で原処分を行ったことが認められる。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子